

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～

No.108 (不定期刊)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職



にわかに強まるネット規制の行方

アント・グループの IPO 上場取り止めや、「独身の日」(11/11)の EC セールに前後して、政府のネット産業に対する規制がにわかに強まってきた。これまで「野放し」状態だった業界を規範化する目的だろうが、「ここで管理しないと政府側が飲み込まれる」という一種の危機感があるのかもしれない。

★ ★ ★ ★ ★

まずは、アントの IPO 断念の決定打となったネット小額融資の新規制案(11/2公表)。この中では「1件の融資に付き小口融資会社の出資額が融資額の30%を下回ってはならない」と規定されている。一方、アントは上場目論見書に「融資の98%をオフバランス化している」と明記。「AI与信」「クレジットテック」などともてはやされたイマドキの業務は、要は自分はカネを出さない融資仲介(口添え)に過ぎない。「金融やるなら銀行と同様にリスクも負いなさいよ」というのがこの規制のキモだろう。

11月10日には独占禁止行為の指針が決定。事実上の EC プラットフォーム企業への警告で、特に取引先企業に二者択一を求めることが戒められた。例えば、家電メーカーA社がアリババ系の天猫(Tモール)に出品する際、アリババがA社に対し「(ライバルの)京東(JD)では売らないように」などと

迫るのはご法度というわけだ。これまでは激しい市場競争のウラで様々なグレー行為があったらしい。

大流行中のライブコマースの管理も厳しくなる。11月13日に発表された規定では、コンテンツ内での虚偽や詐欺、閲覧数を偽る行為などの禁止が決まった(今さらながら当たり前のことだ)。同23日には、これまた流行りの「打賞(投げ銭)」を規制し、実名登録制や未成年の投げ銭を禁止する通知が発表された。中国の「直播(ライブ配信)」では仮想のコインやスタンプ形式で“おひねり”が飛び交うが、収入としての扱いや税金徴収などの問題がかねてから指摘されていた。カネの動きをとことん把握したい政府の深謀遠慮と言ったら考え過ぎだろうか。

★ ★ ★ ★ ★

中国で生まれる新たなビジネスには法規制やルール策定が追い付いていない。よって、最初はやりたい放題の草刈り場のような市場として放置される。スター企業が現れる一方、数多のスタートアップ企業の死屍累々な光景が見られるのも常だ。これを経て、政府が本格管理に乗り出すことが多い。ライドシェアやシェアサイクルなどがいい例だ。企業側は、決められたルールの中でギリギリの線を狙いながら革新的な技術や商品を開発し、世に問うていく。これが中国式イノベーションの歩む道なのだろう。

20年11月に公表された主なネット関連規制 (出所) 各種資料より東洋証券作成 ※日付は策定もしくは公表日

日付	規定名	起草者/公表元	主な内容
11/2	オンライン小額融資業務管理暫定弁法(征求意见稿)	中国銀行保険監督管理委員会、中国人民銀行	オンライン小口融資会社の省を跨いだ事業運営は当局の審査・認可が必要、1件の融資に付き小口融資会社の出資額が融資額の30%を下回ってはならない、など
11/10	プラットフォームの経済領域における独占禁止行為の指針(征求意见稿)	国家市場監督管理総局	市場支配権を乱用してプラットフォーム企業が正当な理由なく、取引先の企業に二者択一を求めることは法律違反に当たる、など
11/13	オンラインライブコマースにおける情報コンテンツサービス管理規定(征求意见稿)	国家インターネット情報弁公室	ライブコマースの動画配信業者や配信者に対し、虚偽の内容の発信、詐欺的行為、動画の注目度や閲覧数を偽る表示を行うことを禁止、など
11/23	ネット動画配信及びライブコマース管理強化の通知	国家広播電視総局	動画配信者と「投げ銭」を行う視聴者の実名登録制、未成年の「投げ銭」禁止、など

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 12 月 7 日
審査部審査済